

## 本明川流域減災対策協議会規約（改正案）

## （設置）

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「本明川流域減災対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合において、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、气象台、県、市等が連携・協力して、本明川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （協議会の対象河川）

第 3 条 協議会では、本明川、半造川、福田川、その他本明川流域における指定区間内の一級河川を対象とする。

## （協議会の構成）

第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会の構成）

第 5 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前のトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、長崎河川国道事務所（及び長崎県土木部河川課）に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月26日から施行する。

平成30年 5月29日改正。

令和 4年 2月14日改正。

令和 5年 2月17日改正

別表 1

諫早市長

長崎県 危機管理監  
長崎県 土木部長  
長崎県 県央振興局長  
気象庁 長崎地方気象台長  
国土交通省 長崎河川国道事務所長

別表 2

諫早市 総務部長  
諫早市 建設部長  
諫早市 農林水産部長  
諫早市 こども福祉部長  
諫早市 健康保険部長  
長崎県 危機管理監 危機管理課長  
長崎県 土木部 河川課長  
長崎県 土木部 砂防課長  
長崎県 県央振興局 建設部長  
気象庁 長崎地方気象台 防災管理官  
国土交通省 長崎河川国道事務所 副所長